



きゃぷす便り

介護・福祉の文具マーケット CQPS キャプス



vol.04 きゃぷすのわ in 和歌山

株式会社はるす様



キャプスがサポートさせていただいているお客様を紹介する「きゃぷすのわ」。第4回目は和歌山、奈良、大阪、鳥取の4都市を中心に22事業所を展開する株式会社はるす様です。テレッサmobileベーシック版を導入されてのお話を伺いました。

◆事業所・施設の紹介をお願いします。

「はるす」という社名はHuman Active Life Supportというこの事業の目指すべき姿を表現したもので、介護保険法や自治体委託事業・障害者支援事業などに基づきケアプラン・訪問介護・訪問入浴介護・デイサービス・グループホームなど総合的に展開しています。その基本は、その人の人生と真正面から向き合い理解し個人の尊厳を守り、その人の立場に立って可能な限りの自立性を援助することだと考えます。「はるす」が活動する街には、世代を超えて人と人が交わり豊かで潤いのある楽しいことが、たくさん作られています。

◆テレッサmobileを導入後、変化はありますか？

2月・3月とお試し利用をして、初めは「出来るかな？ 難しいと違うかな？」と不安もありましたが、使い慣れていたLINEを使用しての訪問記録にヘルパー全員がお試し期間でほぼ使えるようになりました。また、訪問記録を事務所に綴じに来なくてもよいので直行直帰ができ、新型コロナの感染防止にもなりました。

◆テレッサmobileを導入して良かった点は何ですか？

とにかく時短！！ になったこと、訪問記録を記入しなくてよくなったこと、記録を綴じなくてよくなったこと。サービス提供責任者としては特定事業所加算の書類作成の手間が省け、ペーパー類の5年保存の量が減らせ、場所を確保することが

いらなくなったことです。

◆導入後のヘルパーさんの反応はいかがですか？

これまでサービス内で記録を書く時間がオーバーすることもよくありましたが、LINEを使用することによって記録を書く時間が短縮され、ご利用者様と関われる時間が増えました。初めは無理と言っていた年配のヘルパーもLINEなので1ヶ月もしないうちに慣れて今では報告がスムーズに上がっています。

◆記録の保管については、どうですか？

これまで記録を保管していくのに場所を確保するのが大変でしたが、クラウドに残るということで場所の心配もいなくなりました。そのため整理整頓が出来てきており他の書類も徐々に片付いて来ております。

特定事業所加算の指示内容をサービスごとに出していくのが非常に大変で時間もかかっていましたが、システムを導入することによって簡単に指示を出せるようになったため、かなり時短になりました。

◆キャプスにひとこと！

画期的なシステムを開発して頂きありがとうございます。さらに使いやすく便利になりますように…。よろしくお願ひ致します。



株式会社はるす 板倉悠子様 (主任・サービス提供責任者)

【本社】〒648-0085 和歌山県橋本市岸上563番地の1
TEL:0736-39-3026 FAX:0736-39-3027 <https://hals-hals.co.jp/>



◆キャプス担当者のコメント

はるす様へ初めてお伺いした際、事業所内は柔らかく穏やかな空気が流れつつも、皆様キビキビと仕事をされていらっしゃる様子。スタッフの方もとても明るくフレンドリーで温かさを感じ、利用者様にも安心感を与えられる事業所なんだと思いました。テレッサmobileを使用することで生まれた時間で、利用者様の笑顔を増やしてもらえると嬉しいです。



行政書士がお届けする

かいせい

そうぞくほう

改正 相続法シリーズ



vol.4

遺留分(いりゅうぶん)制度の見直し



いよいよ「改正相続法シリーズ」の最終回になりました。

今回は昨年(2019年)7月1日から施行された「遺留分(いりゅうぶん)制度の見直し」について見てみましょう。

遺留分の制度とその計算方法はとても複雑です。具体的な遺留分についてのご相談はぜひ、専門家である弁護士に相談してください。

ここでは、★本年7月10日から始まった「自筆証書遺言書」の法務局における保管制度を活用して、「自筆証書遺言書」を書こうとしている方に書く前にぜひ知っておいてもらいたい「遺留分(いりゅうぶん)」の(改正後の)制度についてわかりやすくご紹介いたします。

★前回きゃぶす便り63号の「改正相続法シリーズ」vol.3で詳しく紹介しました。

[次ページへ続く](#)

★相続に関するルールが以下のように変わります!

●2019年1月13日 **自筆証書遺言の方式緩和**
従来は全文手書き → 財産目録のみパソコンで作成可。登記簿のコピーも可。 済 63号で解説

●2019年7月1日 **特別寄与の制度**
義父母を介護した嫁等、相続人でない人で、一定の条件を満たせば相続を受けた人に寄与分を請求できる。 済 61号で解説

遺留分の金銭請求

最低限の取り分(遺留分)さえ受け取れない相続人が、最低限の取り分(遺留分)を金銭で請求できる。

今回はココ!!

遺留分算定方法の見直し

遺留分に算入できるのは現在の相続財産プラス死亡前の相続人に対する10年前の贈与まで(相続人以外の者への贈与は1年)。

預貯金の払戻制度

遺産分割協議ができていない場合でも、各相続人が一定の範囲で預貯金の払戻しを受けられる。

居住用不動産の贈与の優遇

婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与、又は遺贈した場合は、遺産分割の対象から外されて、配偶者の財産の取り分を増やせる。 済 62号で解説

●2020年4月1日 **配偶者居住権の新設**
自宅の価値を居住権(配偶者)と所有権(子どもなど)に分け、配偶者が自宅に住み続けることができる。 済 62号で解説

●2020年7月10日 **法務局で自筆証書遺言を保管**
自筆証書遺言の様式を整えて、法務局で保管してもらえば、裁判所の検認が不要になる。 済 63号で解説

※きゃぶす便り63号(2020.4.15発行号)において、解答済の号数が間違っ表記されていました。この紙面を通じて皆様にご報告すると共に、心よりお詫び申し上げます。

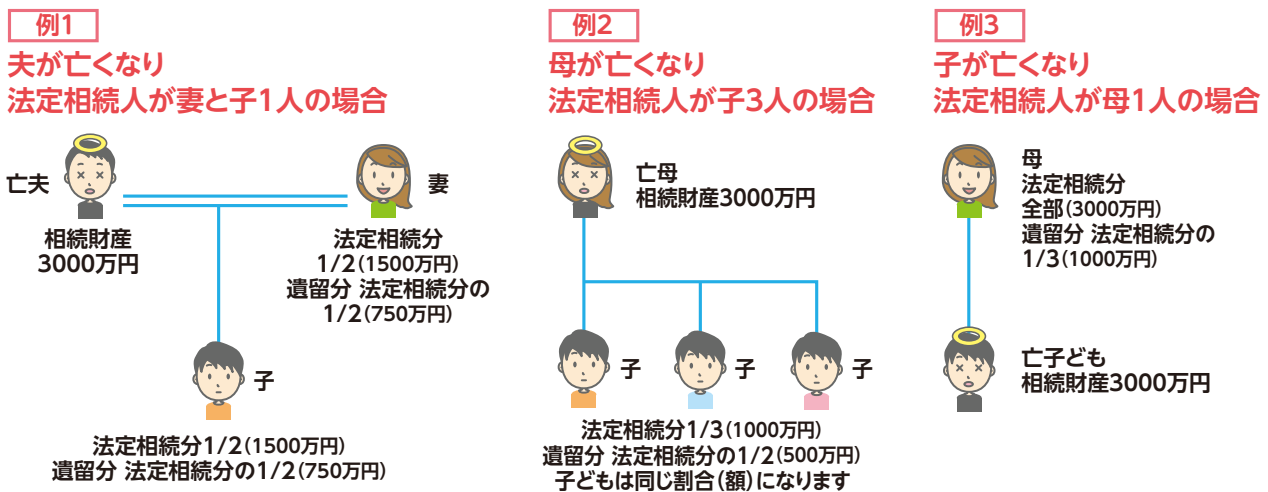
Q1 「遺留分」^{いりゅうぶん}とは？（相続法の改正前後で変わりません）

遺留分とは、遺言書を書いて亡くなった人（被相続人）の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、最低限の取り分を確保する制度です。

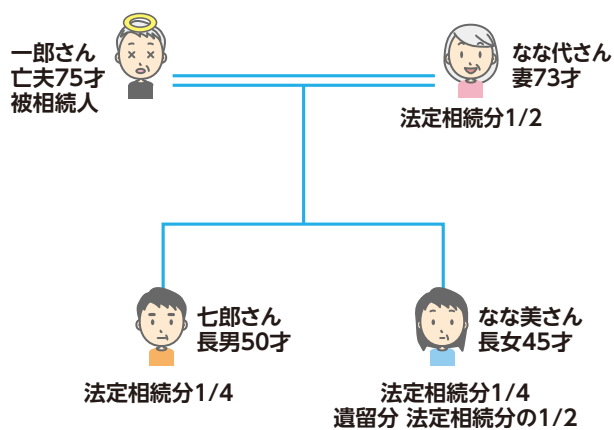
本来、個人は自分の財産を遺言（自筆証書遺言、公正証書遺言など）によって自由に処分することができるのが原則です。しかし、配偶者や子どもがいるにもかかわらず、「財産の全てを他人に遺贈する（団体に寄付する）」と書かれていたらどうでしょう。遺言書が執行されて扶養していた配偶者や子に財産が残らなければ、遺族の生活は保障されないこととなるため、民法には遺留分の制度が定められています（したがって、兄弟姉妹には遺留分はありません）。

遺留分の割合は、次の図を参考にしてください。

法定相続分と遺留分の割合がわかる関係図



遺留分がわかる事例



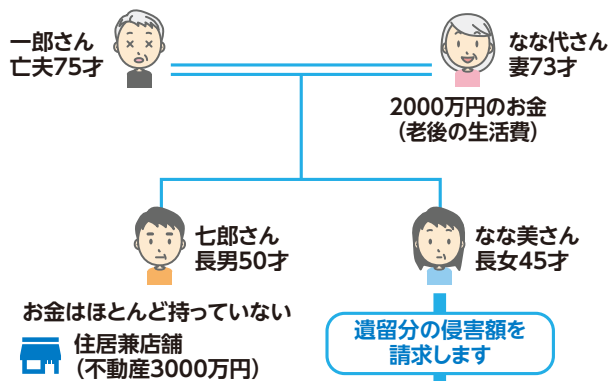
一郎さんの遺言書

- ①不動産すべて長男に
住居兼店舗 (3000万円)
- ②預貯金すべて妻に
お金 (2000万円)
- ③長女には結婚するときに費用を出してあげている
(15年前300万円)ので、お店のために我慢してほしい

一郎さんはそば屋の初代で、長男の七郎さんを後継者として一緒に経営をしてきました。一郎さん名義の不動産は、一郎さんの妻なな代さんと長男の七郎さん一家の住居兼そば屋の店舗にもなっています。一郎さんの長女のなな美さんは、15年前結婚するときに結婚資金として300万円の贈与を受けていましたが、お店の忙しい時にはしょっちゅう手伝いに来ていたので、一郎さんの相続の時は財産を分けてもらえるとばかり思っていました。しかし、父の他界後に父の残した遺言書を見ると、15年前の贈与を理由に、なな美さんには相続分がないとの内容でした。これではなな美さんは納得できません。そば屋の後継者である七郎さんがスムーズに事業承継することには協力するつもりですが、遺留分くらいは分けてもらいたいと思い、遺留分侵害額を請求することにしました。これを従来は「遺留分減殺請求」と言っていました。改正後は「遺留分侵害額請求」と言うようになりました。

Q2 「遺留分侵害額請求」とは？（改正がありました）

いりゅうぶんしんがいがくせいきゅう
遺留分侵害額請求がわかる関係図



改正前 2019.6.30まで	⇒七郎さんについて 不動産を共有にするか、代わりに現金を用意しなければならない。 ⇒なな代さんについて 現金を用意しなければならない。
改正後 2019.7.1～	遺言者の意思を尊重(店舗を長男に継がせたい)して不動産は共有にせず、代わりになな美さんは375万円を七郎さんに請求できます。七郎さんは、お金をすぐに準備できない場合は、裁判所に支払い期限の許与を求めることができます。また、なな美さんは母なな代さんに250万円請求できます。

現在（改正後）【遺留分侵害額の計算】

一郎さんの財産の中に★なな美さんに15年前に贈与した300万円は含みません(相続法改正前は相続人に対する生前の贈与は相続開始前10年間に限らず算入していました)。したがって遺留分算定の相続財産の価額は5000万円(不動産3000万円、預貯金2000万円)です。

	遺言書	法定相続分	遺留分	侵害額
妻 なな代	預貯金 2000万円	1/2 2500万円		★★ 250万円
長男 七郎	3000万円 の不動産	1/4 1250万円		★★ 375万円
長女 なな美	★15年前の 特別受益	1/4 1250万円	1/8 625万円	

● 上記は、2019年7月1日以降（改正後）の計算方法です。
分数は相続財産に乗じて計算します。

★★侵害額の内訳は、遺言書に記載の承継割合を乗じて計算します。
なな代さんへの請求…2/5 (625万円×2/5=250万円)
七郎さんへの請求…3/5 (625万円×3/5=375万円)

Q3 円満に実現する遺言書は「遺留分」を考えて書きましょう。

さて、事例のように父一郎さんの生前は仲の良かった家族。しかし、父一郎さんの残した遺言書は長女なな美さんにとって不公平だと感じるような内容だったことから、遺留分侵害額請求をすることになってしまいました。一郎さんが遺言書を書く際に、そば屋をスムーズに七郎さんに承継し、なな美さんも納得できる遺言書とするためには、どのように書いたらよかったですでしょうか。あらためて、遺言書を書く際には、次のことを確認しましょう。

- ① 自分の法定相続人は誰か？
- ② 自分の相続財産は何か、どれだけあるのか。
- ③ 各法定相続人の、それぞれの遺留分はどのくらいになるか？
- ④ 法定相続人への分け方を考える際、遺留分を侵害されている人はいないか？

仲が良いと思っている家族でも、遺言書の内容によっては良好な家族関係も壊す場合もあります。自分の思い通りに書きたい遺言書ではあるけれど、遺留分には気をつけた方が良さそうです。遺留分についてこの紙面に書いていることはごく一部です。遺留分について配慮した遺言書を書こうと思われる方は、ぜひ相続の専門家に相談してください。自分だけでは見つけにくい遺言書の重要なカギを見つけれられるかもしれません。

全4回にわたって、40年ぶりの相続法大改正の一部をご紹介してきました「改正相続法シリーズ」、いかがでしたか。「相続について思いをいたす」ということは、その人の「人生の最終章に思いをいたす」ことになります。どのような人生を送りたいのか、そのためにはどのような老いじたくをしていけばいいのか、次回からは「老いじたくのすすめ～終活のいろは」と題してお送りします。また、次号からの新シリーズでお会いできるのを楽しみにしています。



参考文献 法務省パンフレット、Q&A改正相続法のポイント（新日本法規）

監修 N・Y LINK 司法書士事務所



なな行政書士法人

女性スタッフ3人で、シニア世代の終活ゆとりサポートを中心に活動しています。任意後見契約のご相談をはじめ、独居高齢者の支援、障がいを持つ子の親亡きあとの支援など、「心をつなぐ寄り添う終活」を平和都市広島から発信しております。〒732-0828 広島市南区京橋町9-15-301 TEL 082-262-7701 <http://www.nana-gsh.com>

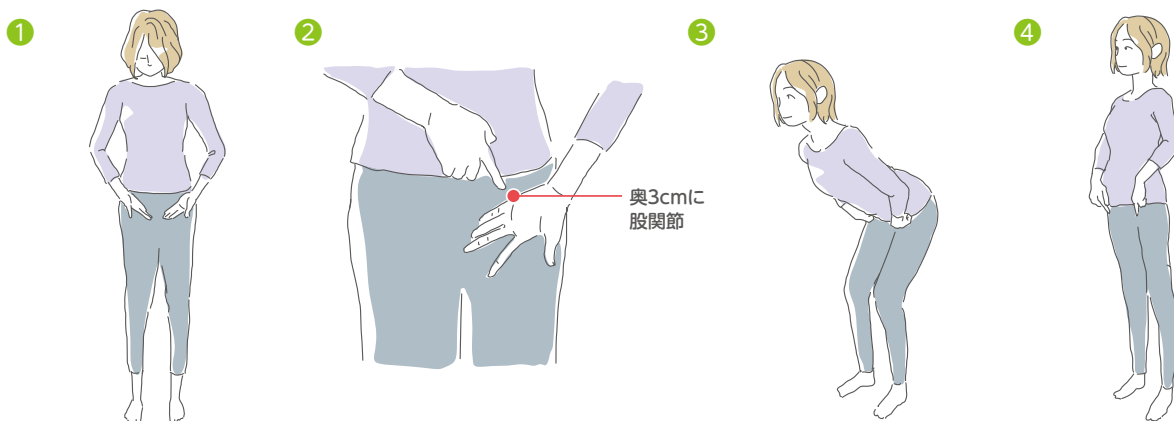


いきいき イス体操 「おいでやす〜」で腰痛改善

イスに座っている時間が長い人は、太ももの後ろが固くなりがち。座ると骨盤が後ろに引っ張られて背中が丸くなり、腰痛を招きます。そこで、大阪商人がするあいさつ「おいでやす」のポーズで太ももの後ろから腰につながる筋肉を柔らかくして、血行をアップ。腰痛も和らぎます。椅子から立ち上がって行きます。

おいでやすストレッチ

- ①足を平行に肩幅に開いて立ち、両足の付け根に、両手のひらを上にしてV字をつくるようにして当てる。
- ②小指の付け根あたりで、押すと無理なくへこむポイントを探す。そこから奥に約3cmのところ股関節がある。
- ③膝を曲げ、②で見つけたポイントに中指を深く差し込みながら、息を1、2、3、4と吐いて上半身を倒す。お尻を突き出しながら太ももの後ろが伸びるのを感じる。
- ④息を5、6、7、8と吸いながら、元の姿勢に戻る。長時間座っていた後や寝る前などに8回繰り返す。



YOKO METHOD 主宰 斎藤洋子

病弱だった幼少期から大好きなダンスを通して健康になり、身体を動かすことの大切さを実感。モダンダンス、バレエ、ジャズダンスのインストラクターを経て20代から中高年のための無理のないエクササイズに注目し研究を重ね、「やさしいイス体操」を考案。2018年ジャイロキネシス認定トレーナーの資格を取得。

＼ 気になる数字 ＼

利用額の25%、上限5,000円分 マイナンバーカードでポイント付与

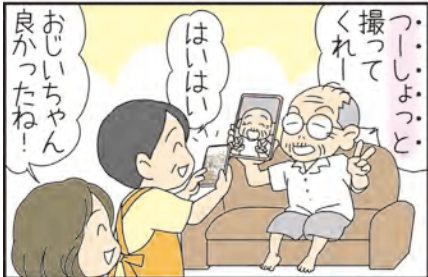
消費の活性化やマイナンバーカードの普及促進などを目的に実施される「マイナポイント」事業。「マイナポイント」を申し込み、好きな決済サービスの一つ選んで今年9月から選択した決済サービスの利用（チャージや購入）額に応じてポイントが付与されるものです。申し込みにはマイナンバーカードが必要。もう取得されましたか。取得ポイントは普通の買い物等に使えます。プレミアム率は、購入またはチャージ額の25%、上限5000円分と魅力的。2021年3月から健康保険証としても使えるようになります。そろそろ準備しておきたいですね。

旬カメラ

暑い夏、透明感を集めて

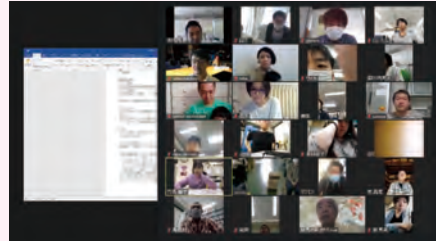
フラワーコーディネーターの方から聞いて、ガラスの器を飾ってみました。焼酎やジャムなどの空き瓶も登場。水を入れなくても、ガラスの透明感が涼し気な雰囲気をつくってくれます。ガラスのくもりには、洗った最後に熱湯にくぐらせ水滴をきれいにふき取るといいそうです。





在宅勤務 テレワーク導入

コロナウィルスの感染予防対策として、キャプスでは在宅勤務を取り入れて業務を行いました。6月末まで、印刷・製造場の2交代制、公共交通機関利用者の自家用車乗り合い、テレワーク等を行いました。遠隔操作アプリやクラウドシステム、Zoomなどを駆使し、お客様に変わらぬ商品提供ができるよう今後も状況を見ながら、スタッフ一同、取り組んでいきます。



zoomを利用した、月に一度の社内全体会議の様子

新コーナー

企画開発課 ウッシーは見た!

🔍 キャプスの現場

キャプスでは商品をより良くお客様に知って頂けるように動画撮影、写真撮影等を自社の一室に照明器具等を設置して行っています。今回は、テレッサmobileをよく知ってもらうための動画撮影風景をのぞき見しました～!



キャプススタッフの つぶやき コロナ禍で気づいたこと



通販の利用が以前より増え、ありがたさを実感した。



子供達が普通に学校に通って給食食べてって当たり前じゃないんだなー。先生達に感謝。



ZOOM全体会議に始まり、社員間の交流もSNSを活用して活発となった気がする。



家族と一緒にいる時間・会話が增えた。



今まで何気なく過ごしていた日常生活こそが当たり前じゃなくてありがたい事なんだと。



映画やドラマがたたくさん見れました!



お酒は家でも楽しめます。



テレビやネットの情報を鵜呑みにせず、ちゃんと調べて正確な情報を得ることが大切。



環境が少しよくなった(らしい)こと。車や人が減って空気がきれいと感じた。



テレワークで通勤時間がない分、時間に追われることなく、ゆっくり家事ができた。



普段なら手が出ないお店がテイクアウトを出したりして、色々楽しめた。



基本的な自粛行動が出来ている事に、改めて親や先生方の教育に感謝。



環境が少しよくなった(らしい)こと。車や人が減って空気がきれいと感じた。



テレワークで通勤時間がない分、時間に追われることなく、ゆっくり家事ができた。



いかにマスクを付けていない時間が快適なことか...早く外せるような日常が戻りますように。



親の存在。



物が品薄と聞く。品物を探し回る自分がいた事。



欲しい物がすぐに手に入り、普通に外出できるありがたさ。

